

# 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた 全国的見地からの施策の進捗状況について

〔平成26年6月2日〕  
政策推進作業部会

## 1. はじめに

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開については、第5回アイヌ政策推進会議（平成25年9月11日）において、

- (1) 高等教育機関への進学支援等
- (2) 生活等の相談に対応する等の措置
- (3) 安定した就労への支援
- (4) 北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援

等を中心とした施策の在り方について、当作業部会の見解を報告し、各政策が確実に実施されるよう求めたところである。

関係省庁では、これを受けて更なる検討を行い、当作業部会においては、関係省庁における検討状況を聴取するとともに、意見交換、論点の整理等を行ってきたところであり、現時点の状況を以下のとおり報告する。

## 2. 高等教育機関への進学支援について

### (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

北海道外に居住するアイヌの子弟が、高等教育機関に進学又は在学している場合、独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与が受けやすくなるよう、平成26年度から基準が緩和された。

今後、当該施策が円滑に実施されるように、関係省庁等が連携して北海道外に居住するアイヌの人々に対し、様々な手段を活用して広く周知されることが求められる。

### (2) 対象者の認定

(1) の実施に当たり、誤ってアイヌ以外の者を施策対象とするなど制度の信頼性を損なうことが無いようにするため、北海道外に居住するアイ

又の人々を対象とする施策の対象者を認定するために必要な手続等について、別紙のとおり「北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の対象となる者を認定する業務についての実施方針」を平成26年2月にアイヌ政策関係省庁連絡会議において申合せた。同申合せにおいて、国土交通省は、認定を実施する機関の選定及び選定された実施機関が実施規則を作成するに当たっての準則の策定を行うこととなっており、同省と選定された実施機関は、実施機関が作成した対象者認定のための実施規則に従い業務が実施されることについて、合意をすることとなっている。また、実施機関は対象者認定の適正性について審査を行うとともに、透明性・客観性・厳正性を確保するため、有識者による第三者委員会を設置することになっている。

本業務の実施機関は、「先住民族は、その慣習及び伝統に従って、自己の帰属又は構成員を決定する権利を有する」という「先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年採択）」の関連条文の趣旨を尊重し、公益社団法人北海道アイヌ協会が選定され、本業務は、同協会において国土交通省との合意に基づいて行われることとなった。今後、認定手続が適切に実施されるよう注視していくことが求められる。

### 3. 生活相談に対応するための措置について

アイヌの人々のための生活相談への対応について、相談ニーズの実態把握や既存の相談体制の活用方策等各種論点を整理する必要があることから、厚生労働省においては、内閣官房と連携しながら、公益財団法人人権教育啓発推進センターの協力を得て、平成25年度にアイヌの人々のための電話等による生活相談を試行的に実施したところである。

その結果、一定のニーズがあることは把握できたが、北海道外における相談事業は今回が初めての取組であり、また、約6か月という期間的な制約もあったことから、平成26年度は、季節によって異なる相談ニーズに対応するため引き続き通年で相談事業を実施するとともに、その結果を踏まえ、今後の施策の方向性に関する検討を深めることとしている。

平成26年度においては、より一層様々な広報手段を活用することにより、当該事業の実施について広く周知されることが求められる。

#### 4. アイヌの就労を支援する職業訓練について

職業訓練の実施については、北海道外のアイヌの人々のニーズに合った職業訓練の在り方等を検討するため、平成25年5月に職業訓練のニーズに関する調査を実施したが、回答者数が少ないことなどの理由から、アイヌの人々のみで構成する職業訓練を計画するには至らなかった。

そこで、本年2月には、より多くの方から回答を頂けるように調査票の配布方法や内容について改善を図り、再度職業訓練のニーズ調査を実施した。その結果、前回よりは多くの方から回答を頂いたが、回答内容については、受講を希望する地域が限定されておらず、受講を希望する訓練科目も多岐に渡っていること等から、現時点ではアイヌだけの職業訓練を実施することは困難であるとの結論に至った。

しかしながら、失業中の方や転職を希望する方が職業訓練の受講を希望していることなどを踏まえ、受講相談会などを実施し、その上で必要があれば職業訓練の受講を促すなど、就業のための施策の実施が求められる。

#### 5. 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保について

首都圏のアイヌの人々から、「生活館」機能の一つであるアイヌの人々の交流の場に加え、アイヌの歴史や文化を紹介する機能を併せ有する施設の設置についての要望があり、様々な観点から検討を行ってきた。

内閣官房からは、昨年11月に要望に係る施設や場所等について再度検討して頂きたい旨説明するとともに、打合せを行いながら検討を進めて行くことで首都圏のアイヌの人々から了解が得られたとの報告を受けたところである。

当作業部会としては、今後、首都圏のアイヌの人々と内閣官房が緊密に連携・協議し、必要な施設・機能の確保に向けた調整等を円滑に進めることを希望する。

#### 6. 終わりに

北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策については、関係省庁の協力を得つつ、様々な観点から議論を行ってきた。その結果として、

奨学金は実現され、試行的ではあるものの生活相談についても平成25年度及び26年度において実施されることとなったが、職業訓練については、実施は困難との結論にならざるを得なかった。

当作業部会としては、今後とも北海道外に居住するアイヌの人々のための施策が着実に実施されるよう、その状況を注視しつつ、有識者懇談会報告の実現に向けて、新たな施策の提言を含め、積極的に検討してまいりたい。

## 北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の対象となる者を認定する業務についての実施方針

〔平成26年2月26日  
アイヌ政策関係省庁連絡会議申合せ〕

### 1 経緯及び趣旨

平成19年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択等を契機に、内閣官房長官の下で有識者により取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告」（平成21年7月）において、「アイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」こと、「アイヌとしてのアイデンティティをもつ個人に関する政策は、その居住する地域によって左右されるべきではない」との理念のもと、「アイヌの人々が、居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化復興や伝承等を担えるようにするための支援が必要であり、北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国的見地から必要な支援策を検討し実施していくことが求められる」とされた。

これを受けた「北海道外アイヌの生活実態調査作業部会報告」（平成23年6月）においては、北海道外に居住するアイヌの人々に対して全国的見地からの生活・教育面での支援策について、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれるとされた。

これらを受けて、内閣官房と関係省庁において、具体的な支援策が検討されるとともに、支援策の実施に当たって重要な前提となる、施策の対象者の認定について、慎重に検討することが平成25年9月のアイヌ政策推進会議で確認された。

同会議で確認された北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とした生活向上関連施策（以下「道外アイヌ施策」という。）の円滑な実施に当たっては、誤ってアイヌ以外の者を道外アイヌ施策の対象とするなど制度の信頼性を損なうことのないよう、対象となる者を認定することが必要であることから、施策の実施に関して基本となる事項を申し合わせる。

### 2 道外アイヌ施策の対象となる者

道外アイヌ施策の対象となる者は、上記の経緯及び趣旨に照らし、北海道の区域外に居住していることにより、北海道庁が実施する生活向上関連施策の対象とならない者であって、アイヌの血族（養子は一代限りとする）又は当該者（養子を除く）と婚姻により同一の生計を営んでいる者（以下「対象者」という。）とする。

### 3 対象者の認定方法

対象者の認定は、対象者を認定するための業務を実施する機関（以下「実

施機関」という。)が行うものとする。

実施機関は、対象者を認定するに当たり、有識者による第三者委員会を設置し、対象者認定の適切性について審査を行うとともに、必要に応じてアイヌの歴史や言語等の専門家へ意見聴取するなど、透明性・客観性・厳正性を確保するものとする。

#### 4 実施機関の選定

実施機関の選定は、国土交通省が実施することとし、選定に当たっては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年採択)第33条第1項(先住民族は、その慣習及び伝統に従って、自己の帰属又は構成員を決定する権利を有する)を参照し、アイヌの人々が組織する団体が自主的に対象者を認定することを基本とする。

具体的には、平成25年9月11日、アイヌ政策推進会議に政策推進作業部会から報告された内容を踏まえ次の四点の留意事項に照らして実施機関を選定するものとする。

ア 実施機関はアイヌ民族に対する理解があること

イ 民族の構成員を民族自らが決定することは、民族政策の先進国では一般的であること

ウ 透明性・客観性のある手法が求められること

エ 実施機関はアイヌ民族政策に係る事務処理の経験があることが望ましいこと

実施機関として対象者の認定を行おうとする団体は、国土交通省に申請するものとする。実施機関に選定された団体は、対象者を認定するための実施規則を作成するものとし、実施機関と国土交通省は、当該実施規則に従い対象者を認定する業務が実施されることについて、合意書をもって合意するものとする。

なお、国土交通省は実施規則を作成するに当たっての準則をあらかじめ定めておくものとする。

#### 附 則

この実施方針は、平成26年2月26日から施行する。